

安全報告書

2025年度



2026年7月
大阪シティバス株式会社

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

お客さまが安全に安心してご利用いただける輸送サービスを提供するという当社の使命を果たすため、安全方針等を定め、全社員が一丸となって取り組んでいます。

企業理念

大阪シティバスは、安全を最優先に、サービス向上に努め、人・街・未来をつなぎ、地域に貢献する企業を目指します。

1 安全

私たちは、「安全はすべてに優先する」と心に刻み、行動します。

2 サービス

私たちは、お客さまに満足いただける質の高いサービスを提供します。

3 誠実

私たちは、法令遵守はもとより誠実に行動し、信頼される企業を目指します。

4 挑戦

私たちは、未来に向けて、日々挑戦を続けます。

5 自立経営

私たちは、持続可能な自立経営に努め、株主や社員、家族の期待に応えます。

大阪シティバス株式会社

輸送の安全に関する

安全方針

- 1 私たちは、「安全はすべてに優先する」と心に刻み、行動します。
- 2 私たちは、法令・規則を確実に熟知して厳守し、安全意識を高く持って厳正に職務を遂行します。
- 3 私たちは、真のプロフェッショナルとして常に知識・技能の向上を図り、最高の安全・安心をお届けします。
- 4 私たちは、互いに連携をとりあい、ミスやトラブルを防ぐとともに、安全対策を不断に見直し、健全な安全風土・文化を構築し続けます。
- 5 私たちは、万が一、事故や災害が発生した場合には、お客さまの救護を最優先に行動します。

大阪シティバス株式会社

代表取締役社長

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を社員に徹底させ、安全管理規程に定められた事項の遵守に取り組んでいます。

2025年度においては、有責重大事故は0件となり、また「走行10万kmあたり有責事故件数0.6件以下にする目標」は0.58件で、いずれの目標も達成しています。

目 標		2025年度実績	達成状況
有責重大事故の撲滅		0件	達成
有責事故発生件数 ^(注)	10万kmあたり0.60件以下	0.58件	達成

(注) 道路上ではない営業所等の構内での対物触れや、損害が軽微な事案も含みます。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2025年度における、自動車事故報告規則第2条の規定に該当し、国土交通省に報告した事故・故障は113件でした。
引き続き、重大事故の撲滅並びに故障原因の分析及び対策の実施に取り組みます。

該当項目	件数
第2条第3号に該当するもの（事故） ※死者又は重傷者（14日以上入院又は入院を要し治療期間が30日以上のもの等）を生じたもの ※当社に責のない事故を含む	2件 (当社有責：0件)
第2条第7号に該当するもの（事故） ※操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（11日以上治療を要するもの）が生じたもの	0件
第2条第11号に該当するもの（故障） ※自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	111件

4. 輸送の安全に関する重点施策

【2025年度の重点的取り組み（代表取締役社長コミットメントより）】

- ① 発生事象を客観的に分析したうえでの指導、事故の予防保全への取り組み
- ② 個人の運転特性に応じた指導・育成体制の充実
- ③ コミュニケーションの充実を図り、各自が自立したうえで全員参加型での安全活動を実施
- ④ 万博を契機にご利用いただくすべてのお客さまへ安全・快適な輸送環境、ホスピタリティを提供する

【輸送の安全に関する重点施策】

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を社員に徹底させ、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守させる
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置（輸送の安全に関する計画）

経営トップをはじめ本社の管理職社員が営業所へ出向き、様々な機会を設けて運行管理者・運転士との意見交換や事業の説明を行い、現場とのコミュニケーションの確保と充実に取り組んでいます。

（Ⅰ） 情報伝達及びコミュニケーションの確保

- ・ 職場安全推進リーダー会議及び班別安全推進会議の活性化
 - ✓ 営業所連絡会議、運行管理者会議（営業所単位）、リーダー会議への役員・部課長の参加
 - ✓ 運輸安全マネジメント体制上、重要な役割を担うリーダー会議の健全かつ活発な運営及び次世代の育成
 - ✓ 班や運転士も班目標・個人目標を設定し達成度を検証、改善
- ・ 各部間のコミュニケーションの充実
 - ✓ 添乗確認の実施
 - ✓ 社内ポータルの活用
 - ✓ 運行管理者連絡会議（全営業所参加）

班目標・個人目標の設定



職場安全推進リーダー会議



会議



実車研修（構内事故防止）

役員による営業所巡視・意見交換



5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置（輸送の安全に関する計画）

ファインプレー情報（ヒヤリハット情報）について、積極的な収集に努めるとともにマップ等の適切な更新及び、ドライブレコーダー映像を積極的に活用した取り組みを推進しています。

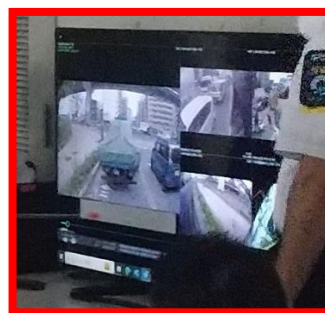
（２） 事故、ファインプレー情報等の活用

- ・ 事故、ファインプレー情報の活用
 - ✓ 営業所におけるファインプレーマップの確実な作成と更新及び活用
 - ✓ 職場安全推進リーダー会議及び班別安全推進会議にて事故及びファインプレー情報のドライブレコーダー映像を活用（意見交換の活性化）

ファインプレーマップ



ドライブレコーダー映像の活用（リーダー会議）



5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置（輸送の安全に関する計画）

車内閉じ込めの防止及び発進反動による事故の撲滅に向け、始業点呼での注意喚起はもとより終点停留所での運行管理者の立哨、入庫後に発車時や終点での基本動作の実践状況の確認、運転士への特別添乗指導などを継続実施し、引き続き確実な確認、正しい基本動作と手順の徹底に取り組んでいます。

（3） 重大な事故等への対応

- ・ 重大事故の再発防止
 - ✓ 発進反動を防止するための基本動作と手順の徹底
 - ✓ 車内閉じ込めを防止するための基本動作と手順の徹底
 - ✓ 安全・安心バス乗車サポーター（一般公募によるボランティア）の添乗及びお客さまへの声掛け等による車内安全対策の実施
- ・ 構内事故の半減・静止物触れ事故の削減
 - ✓ 格納手順の厳守・バックソナー及びバックアイカメラの確実な確認等により、構内事故を2024年度実績から半減
 - ✓ 静止物触れ事故を2024年度実績から1割以上削減
- ・ 車両への安全対策（運転支援技術の確実な活用）
 - ✓ 車外注意喚起装置、衝突防止補助システム（モービルアイ）の活用継続
 - ✓ 新型ドライブレコーダーのデータを活用した運転パフォーマンス分析システム「Busセイフティ」の活用

バックソナーシステム



車外注意喚起装置



安全運転支援システム「Busセイフティ」



5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置（輸送の安全に関する計画）

近年の自然災害の激甚化を踏まえ、異常時の対応として対浸水バス車両退避などの訓練を繰り返し実施しています。

（3） 重大な事故等への対応

- ・ 異常時対応力の確保・向上
 - ✓ 事業継続計画（BCP）への理解の深度化と想定訓練の実施
 - ✓ 第三者暴力行為対策を風化させない継続的な取り組み（対策の検討・実施と対応能力の向上）
 - ✓ 繰り返しの訓練によるレジリエンスの向上（地震・津波、河川氾濫、バスジャック等）

対浸水バス車両退避訓練



路上故障対応訓練



5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置（輸送の安全に関する計画）

法令・規則等を確実に熟知して厳守するとともに、厳正な職務の遂行に取り組んでいます。

（４） 関係法令等の遵守の徹底

- ・ 道路交通法の遵守
 - ✓ 道路交通法の正確な知識の習得
(イエローストップの理解の深度化及び防止技術の習得・確実な実施)
- ・ 始終業点呼の厳正な実施
 - ✓ 始終業点呼の確実かつ厳正な実施による安全意識の向上
 - ✓ 営業所管理システムの活用
- ・ 労働関連法への対応
 - ✓ 要員の確保と労務管理の徹底による労働関連法の遵守
- ・ 乗務時における執務の厳正
 - ✓ 乗務中の電話・スマートフォン等の使用に関する取扱要領の周知徹底



5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置（輸送の安全に関する計画）

常に知識・技能の向上を図り、最高の安全・安心をお届けする取り組みを進めています。

（5）安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

- ・ 運転士への研修の充実
 - ✓ 国の定める指針や事故防止及び接客サービス向上をテーマとした営業所でのグループ研修
 - ✓ 添乗指導及びフォローアップ研修
入社後3年未満の運転士に技能を定着
 - ✓ スキルアップ研修及びブラッシュアップ研修（アイマークレコーダーの活用）
入社後3年目以降の中堅からベテラン及び60歳以上のシニア層の特性に応じた研修
- ・ 過去の重大事故を風化させない取り組み
 - ✓ 「安全・安心宣言ウィーク」の取り組み〈毎月11日～17日の1週間〉
 - ✓ 期間中の事故及び不祥事の撲滅、誤認運行の半減

営業所でのグループ研修



アイマークレコーダー



安全・安心宣言ウィーク



5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置（輸送の安全に関する計画）

（5） 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

- ・ 運行管理者等への研修
 - ✓ 管理者層のリスクへの気付き力、報告力、指導力の向上
 - ✓ 運行管理者の指導力向上を目的とした研修の実施
 - ✓ 外部講師による講習会の開催
- ・ モチベーションアップ対策
 - ✓ 無事故表彰・優良班表彰による安全に対する意識向上
 - ✓ 善行表彰の充実化
- ・ デジタルサイネージの活用
 - ✓ 営業所点呼室付近に大型ディスプレイを設置し安全に関する情報などを提供

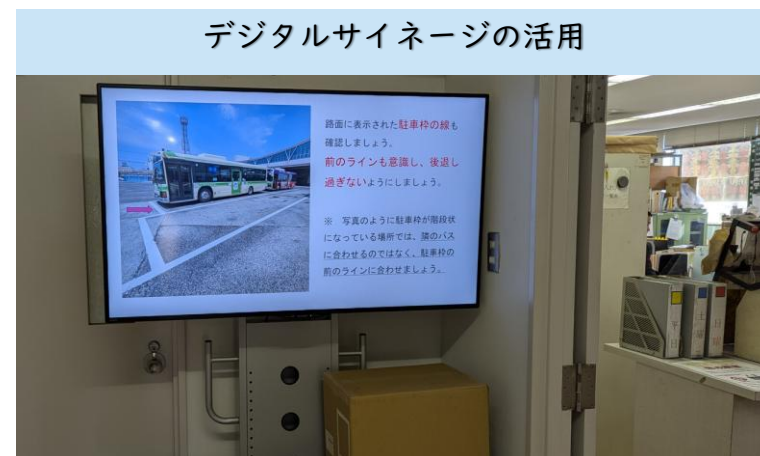
外部講師による講習会



無事故表彰

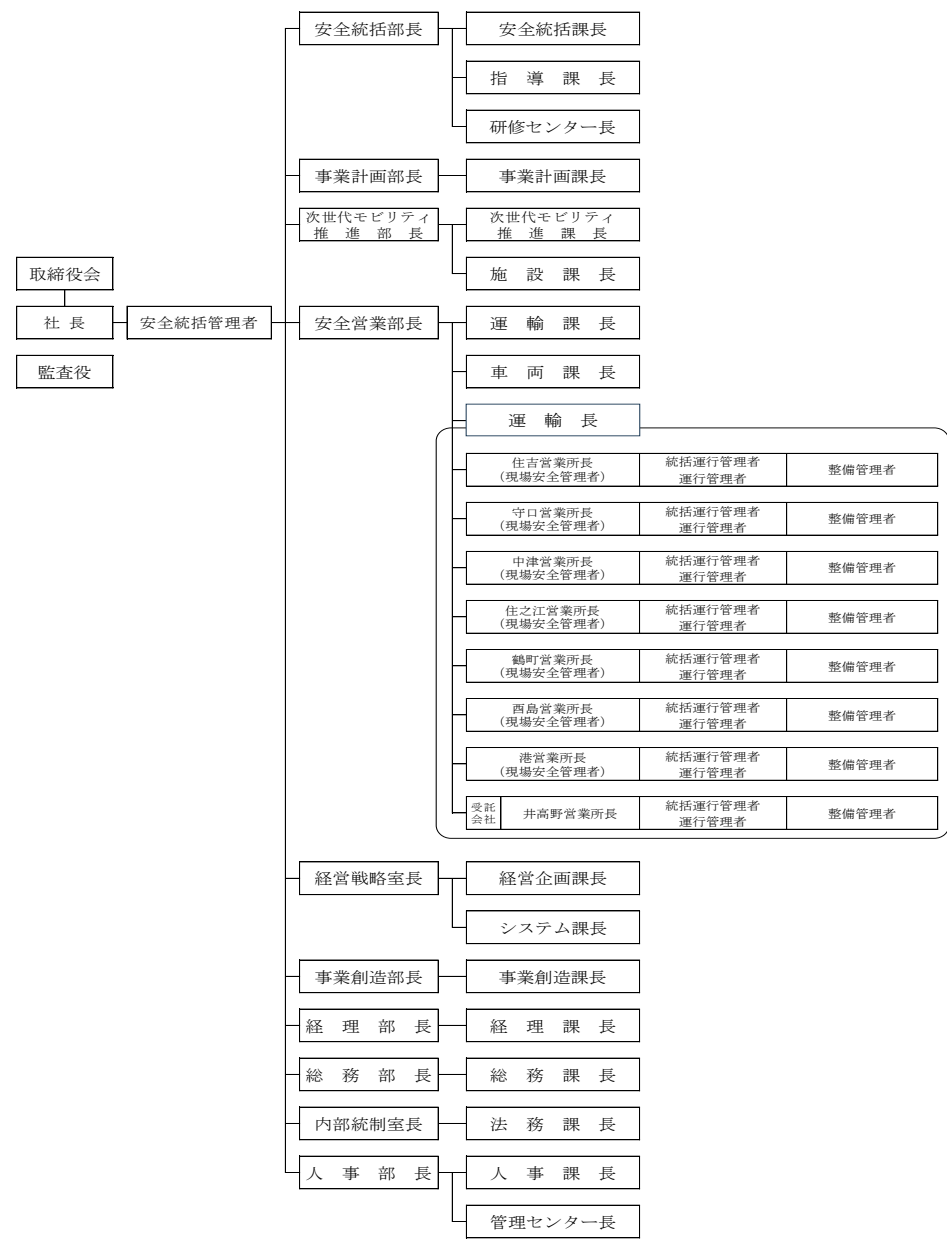


デジタルサイネージの活用



6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(2026年3月1日現在)



7. 輸送の安全に関する予算等実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に実施しています。

(単位：千円・税込)

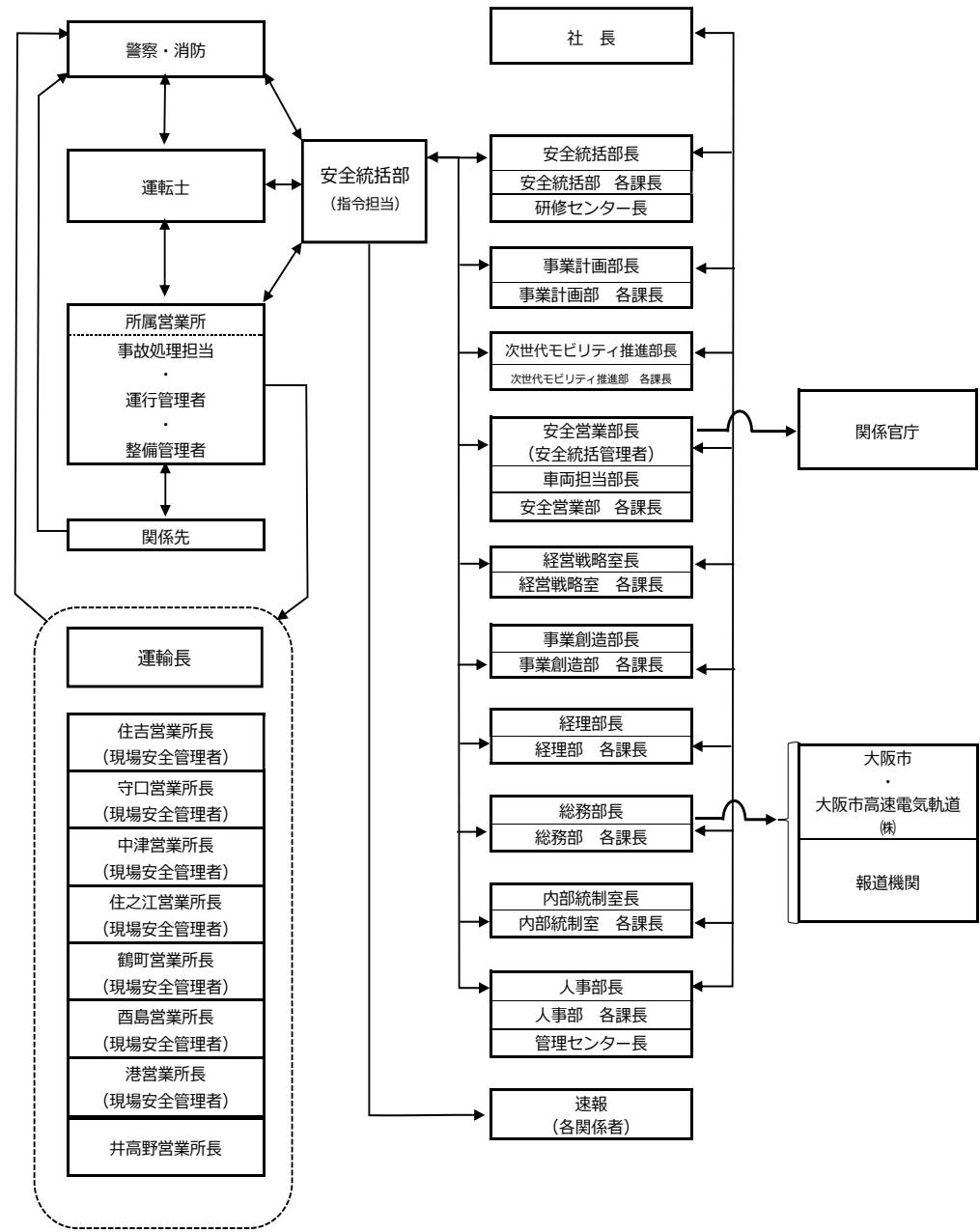
	予算 (A)	実績 (B)	差引 (A-B)
車両購入等	509,863	418,577	91,286
研修・講習等	172,735	136,673	36,062
計	682,598	555,250	127,348

【実績（内訳）】

車両購入等内訳	金額（単位：千円）	主な支出・投資内容
車両更新	392,578	新型車両15両購入（中型）
整備機器更新等	3,899	アルコール検知器購入・保守
安全運転支援装置	18,365	緊急用携帯電話、バックソナーシステム購入及び取付け費用
停留所改修等	3,735	安全柵改修、営業所情報掲示用サイネージ購入

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(2026年3月1日現在)



【安全統括管理者】

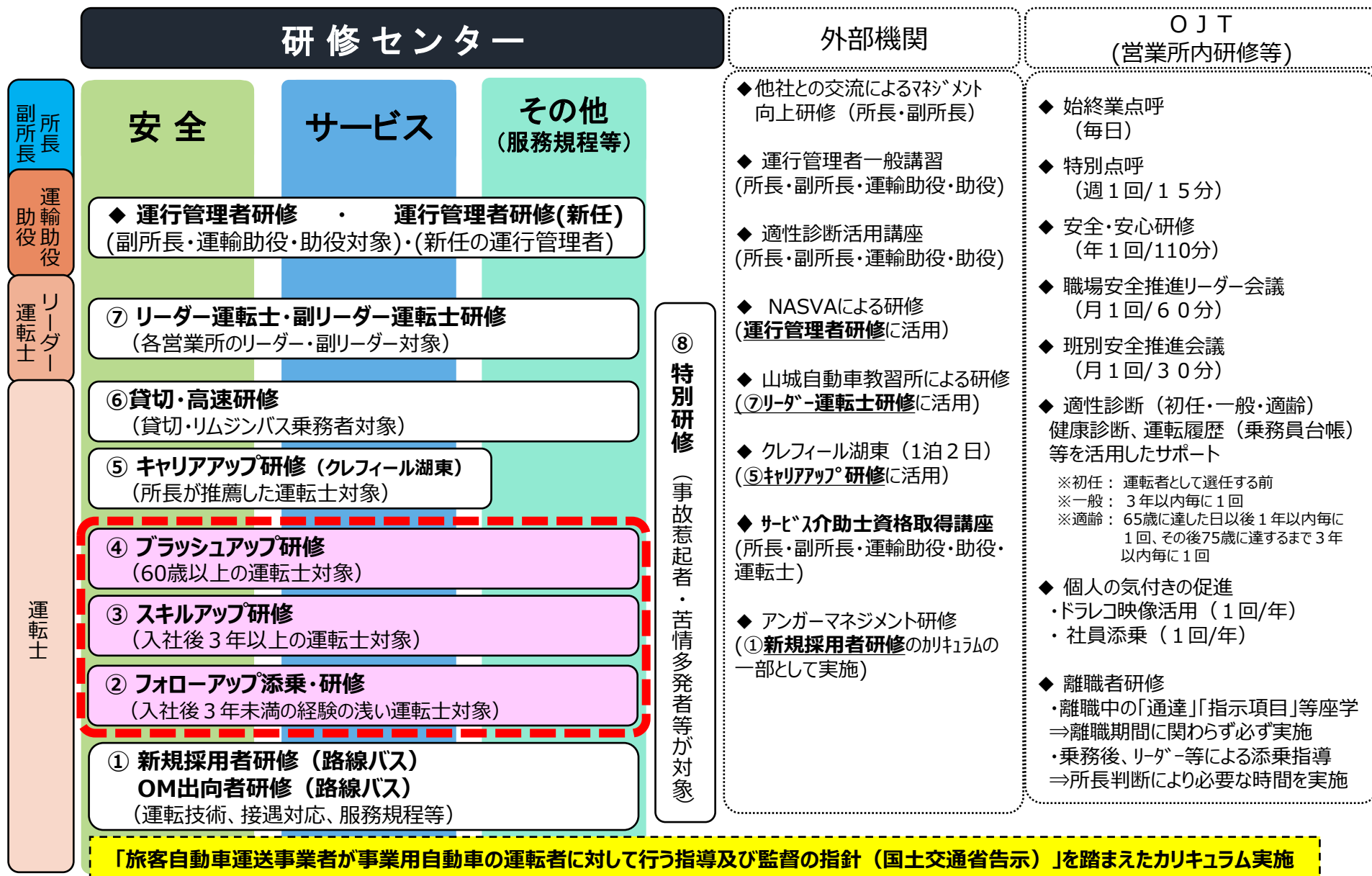
取締役 安全営業部長 松岡 悦幸

【安全管理規程】

別紙「安全管理規程」参照

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施しています。



11. 輸送の安全に関する内部監査の結果及びそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査を行い、運輸安全マネジメントの実施状況を確認しています。

輸送の安全に関する内部監査

(1) 監査目的

安全管理規程第16条第1項に定める内部監査を実施し、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検する。

(2) 対象

経営トップ、安全統括管理者、本社各部署、営業所

(3) 実施期間

2026年2～3月（経営トップ、安全統括管理者、本社各部署）

2025年12月（営業所）

(4) 実施内容

2025年度社長コミットメント及び2024年度運輸安全マネジメントレビューにおける「安全風土・文化の構築に向けての対応」を踏まえた観点から、特に下記の点について確認しました。

- ・ 中長期的な安全に関するリスクの認識と対応
- ・ 安全風土・文化の構築に向けての対応
- ・ 安全重点施策に関する適合性と有効性

(5) 監査結果

指摘事項はなく、適正であることを確認しました。



12. 一般貸切自動車運送事業にかかる運転者・運行管理者・整備管理者及び事業用自動車の情報

運転者に 係る情報	営業所	運転者の人数		健康保険 加入者数	厚生年金 加入者数	労災保険 加入者数	雇用保険 加入者数	平均勤続 年数
		正規雇用	正規雇用以外					
	西島営業所	109人	15人	124人	124人	124人	124人	9年
	港営業所	41人	13人	54人	54人	54人	54人	3年

運行管理者 に係る情報	営業所	運行管理者の人数	運行管理補助者の人数	他業務と兼務する 運行管理者の人数	他業務と兼務する 運行管理補助者の人数
	西島営業所	13人	0人	0人	0人
	港営業所	13人	0人	0人	0人

整備管理者 に係る情報	営業所	整備管理者の人数	整備管理補助者の人数	他業務と兼務する 整備管理者の人数	他業務と兼務する 整備管理補助者の人数
	西島営業所	1人	17人	1人	17人
	港営業所	1人	12人	1人	12人

事業用車両 に係る情報	営業所	保有 車両	車両数	最古の 年式	最新の 年式	平均 車齢	ドライブレコー ダー搭載 車両数	デジタル 式運行記 録計搭載 車両数	ASV 搭載 車両数	主な運行 の態様	任意保険加入状況	
											対人保険	対物保険
	西島営業所	大型	1両	2006年	2006年	20.0年	1両	1両	0両	その他	無制限	無制限
	港営業所	大型	12両	2002年	2009年	19.3年	12両	12両	0両	その他	無制限	無制限

(2026年3月31日現在)

13. 安全運転の実技指導の内容の公表（一般貸切自動車運送事業）

(1) 基本方針

- ・ 貸切バス及び高速バスについては、車長・車高が長いハイデッカー車両を運転するため、車体感覚の習熟が必要になることに加え、高速道路を安全に走行するための知識及び運転技術を習得します。
- ・ 初任運転者に対して行う研修は「旅客自動車旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づいた内容とし、机上研修及び実車走行による計30時間以上の研修を実施します。

(2) 実施内容

【机上研修】

- ・ 貸切バス及び高速バスの安全な運転に関する基本的事項
- ・ ハイデッカー車両の構造上の特性把握及び日常点検
- ・ 運行の安全、旅客の安全を確保するために留意すること
- ・ 貸切バス及び高速バス運行時の危険の予測及び回避
- ・ 安全性の向上を図るための装置を備える車両の適切な運転方法
- ・ 運転特性の把握及び改善（ドライブレコーダー映像の活用）

【実車研修】

- ・ 市街地・高速道路・坂道・狭路・駐車場などを走行し、安全な運転方法を添乗により指導

〔走行エリア〕

- 市街地（新御堂筋・新大阪駅・大阪駅ほか大阪市内各地）
- 高速道路（阪神高速・名神・新名神・中国道・山陽道ほか）
※京都・神戸・姫路・和歌山方面など

(3) 車種区分

大型ハイデッカー車両



13. 安全運転の実技指導の内容の公表（一般貸切自動車運送事業）

(4) 研修実施者
研修センター教官および管理職社員

(5) 指導の具体的内容

【実車を用いた研修】

- ・ 日常点検
- ・ 車両の特性把握（車体感覚、オーバーハング、死角）
- ・ 非常時の措置（発煙筒、非常ドア操作）
- ・ 危険回避（急ブレーキ）

【一般道路走行】

- ・ 市街地での丁寧な運転操作（発進、加速、停止）
- ・ 安定走行（定速走行、車線どり）
- ・ 右左折時の安全確認

【高速道路走行】

- ・ インターチェンジ進入、本線合流
- ・ 安定走行（アクセルむら、定速走行、ハンドル操作、車間距離、シフトアップ・ダウン）
- ・ 車線変更、追い越し作業、勾配（坂道）走行
- ・ SA、PAでの安全通行

発煙筒操作



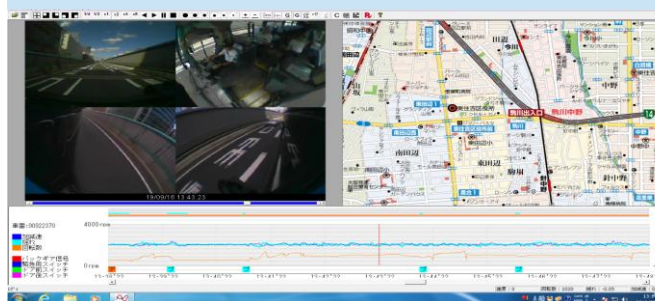
非常ドア操作



机上研修



ドラレコ映像による運転特性確認



急ブレーキ操作体験



安全管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等（第3条～第6条）
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制（第7条～第10条）
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法（第11条～第19条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第22条並びに第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、当社の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業にかかる業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第3条 取締役社長（以下「社長」という。）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすとともに、安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど社内の状況を十分に踏まえつつ、企業理念等の浸透を図り、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。
- 3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第4条 社長は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を社員に徹底させ、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守させること
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること

（輸送の安全に関する目標）

第5条 安全統括管理者は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第6条 安全統括管理者は、第4条に定める重点施策に応じて、前条に定める目標を達成するために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 取締役会は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 取締役会は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 取締役会は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 輸送の安全の確保について責任ある体制を構築するため、社長は、次に掲げる者を選任する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 現場安全管理者
- (3) 統括運行管理者
- (4) 運行管理者
- (5) 整備管理者
- (6) その他必要な責任者（補助者等）
- 2 安全統括部長は、輸送の安全の確保に必要な安全管理体制の推進、安全管理全体に関する事項を統括する。
- 3 事業計画部長は、輸送の安全の確保に必要な事業計画等に関する事項を統括する。
- 4 次世代モビリティ推進部長は、輸送の安全の確保に必要な次世代モビリティの推進に関する事項を統括する。
- 5 安全営業部長は、輸送の安全の確保に必要な研修、事業計画、指令、車両、営業所及び施設の管理に関する事項を統括する。
- 6 経営戦略室長は、輸送の安全の確保に必要な経営管理及びシステムに関する事項を統括する。
- 7 事業創造部長は、輸送の安全の確保に必要な新規事業等に関する事項を統括する。
- 8 経理部長は、輸送の安全の確保に必要な経理に関する事項を統括する。
- 9 総務部長は、輸送の安全の確保に必要な連絡及び広報に関する事項を統括するとともに、安全統括管理者を補佐し、安全統括管理者不在の場合、安全統括管理者の業務を代行する。
- 10 内部統制室長は、輸送の安全の確保に必要な内部統制に関する事項を統括する。
- 11 人事部長は、輸送の安全の確保に必要な要員に関する事項を統括する。
- 12 現場安全管理者は、営業所長をもって充て、安全統括管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、担当営業所を統括し指導監督を行う。
- 13 運輸長は、輸送の安全の確保に必要な営業所を総括した安全管理・指導を行う。
- 14 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別図1に定めるところによる。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から、社長が安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき
 - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
 - (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行なうことが困難になったとき
 - (4) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

（安全統括管理者の責務）

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること
- (5) 輸送の安全の確保の状況について定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い取締役会に報告すること
- (6) 取締役会等に対し輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第12条 社長は、取締役会と現場部門や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対応策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別図2に定めるところによる。

- 2 安全統括管理者は、事故、災害等に関する報告が、取締役会又は社内に必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において第1項の報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 社長は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（管理の受託者との協力及び連携）

第15条 会社は、法第35条の規定による受託者、自動車運送事業に係る自動車車両の整備受託者等（以下「受託者」という。）と密接に協力し、一体となって輸送の安全性の向上に努めなければならない。

2 社長は、事故、災害等が発生した場合は、その情報を受託者に速やかに伝達しなければならない。

3 現場安全管理者は、受託者と協力、連携し、現場部門における事故や安全対策情報の共有化、種々の取組みに関する水平展開に努めなければならない。

（輸送の安全に関する内部監査）

第16条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに取締役会に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第17条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 社長は、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第18条 社長は、輸送の安全に関する取組みとして、次に掲げている項目について、毎年度、外部に対し公表する。

輸送の安全に関する基本的な方針

(1)輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(2)自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(3)輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(4)輸送の安全に関する重点施策

(5)輸送の安全に関する計画

(6)輸送の安全に関する予算等実績額

(7)事故、災害等に関する報告連絡体制

(8)安全統括管理者及び本規程

(9)輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(10)輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

2 社長は、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第19条 本規程は業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果取締役会に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 大阪シティバス(株)運輸安全マネジメント実施要綱（平成19年7月19日制定）は、廃止する。

附 則

この改正規程は、平成29年7月1日から施行する。

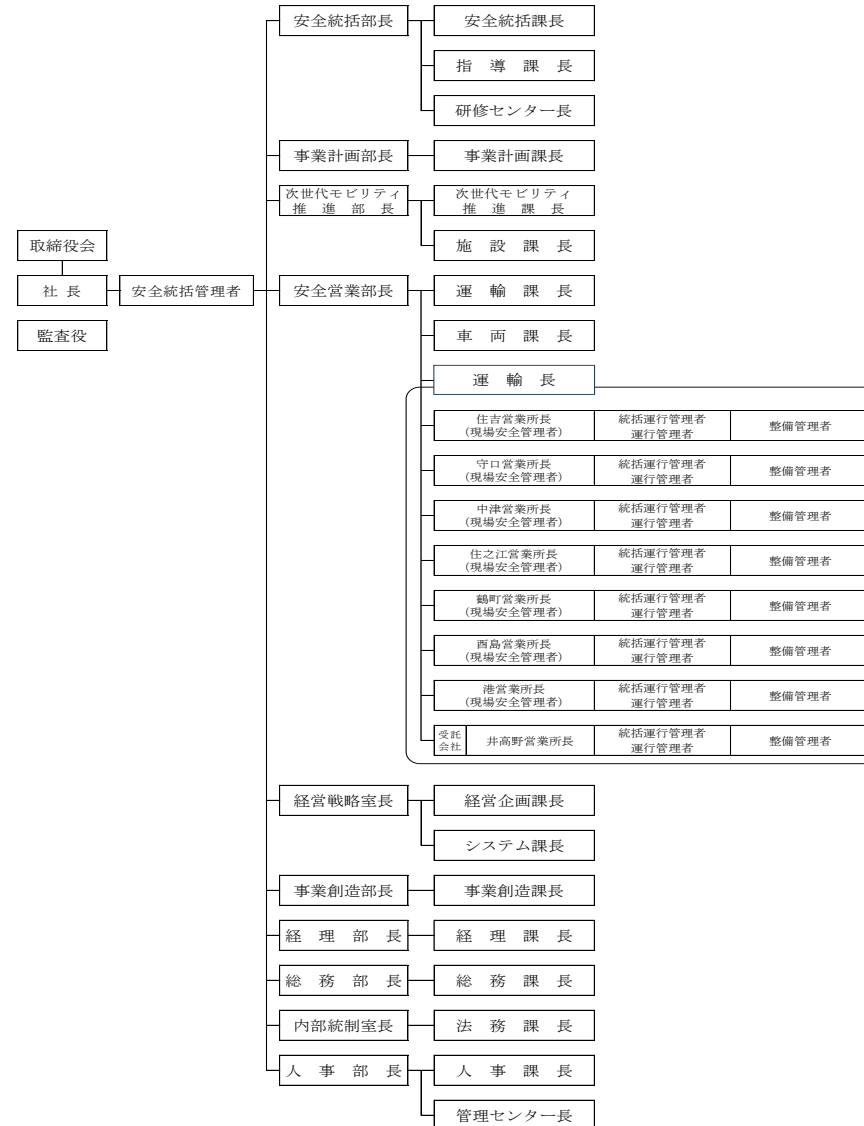
（略）

附 則

この改正規程は、2025年12月1日から施行する。

別図 1

輸送の安全に関する組織体制



別図 2

事故・災害等に関する報告連絡体制

